

景観重点区域における届出対象規模及び景観形成基準(案)

届出対象規模

行為の種類	届出が必要となる規模
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築、増築、改築又は移転 ・建築物の外観を変更することとなる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ面積が 10 m²を超えるもの ・外観を変更する場合は、外観面積のうち 10 m²を超える外観の変更
<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の新設、増築、改築又は移転 ・工作物の外観を変更することとなる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更 	
さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物	高さが 1.5mを超えるもの
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物	高さが 5mを超えるもの
風車、風力発電施設その他これらに類する工作物	
煙突、排気塔その他これらに類する工作物	
物見塔、電波塔その他これらに類する工作物	
電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路（支持物を含む。）	
彫像、記念碑その他これらに類する工作物	高さが 5mを超えるもの又は築造面積が 10 m ² を超えるもの
観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設	
自動車車庫の用に供する立体的施設	
アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設	
石油、ガス又は穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設	
汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設	
工作物の外観を変更することとなる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	
上記「工作物の新設、増築、改築又は移転」の規模に関する要件に該当する工作物で、外観面積のうち 10 m ² を超える外観の変更	
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	法面又は擁壁の高さが 1.5m を超えるもの、もしくは開発区域面積が 300 m ² を超えるもの
土石の採取又は鉱物の掘採	
土地の形質の変更	
木竹の伐採	高さが 5mを超えるもの又は伐採面積が 50 m ² を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の期間が 90 日を超え、かつ法面又は擁壁の高さが 1.5mを超えるもの、又は土地面積が 50 m ² を超えるもの
水面の埋立て又は干拓	水面の面積が 300 m ² を超えるもの又は法面の高さが 1.5m を超えるもの
太陽光発電設備の設置	事業の敷地面積が 300 m ² を超えるもの

景観形成基準

行為の種類	景観形成基準	
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築、増築、改築又は移転 ・建築物の外観を変更することとなる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更 	位置 配置 高さ	<p>周辺の景観と調和し、突出した印象を与えない位置、配置とするよう努めること。</p> <p>視点場から、その眺望を妨げない位置及び高さとするよう努めること。</p> <p>やむを得ず、視点場から視認される場合は、周辺の景観と調和し、突出した印象を与えないように必要な措置を行うこと。</p>
	形態 意匠	<p>周辺の景観と調和するものとし、突出した印象を与えない形態、意匠とするよう努めること。</p>
	色彩	<p>屋根及び外壁等は、原則、けばけばしい色は用いず、周辺景観と調和した色彩とするよう努めること。（別表色彩基準参照）</p> <p>視点場から視認される場合は、周辺景観と調和し、突出した印象を与えないように、屋根及び外壁等の5分の4以上の面積に推奨色を用いるよう努めること。なお、やむを得ず、けばけばしい色を用いる場合は、建築物等本体のいずれかの立面（建築物の1つの面における鉛直投影面積）で、当該立面の面積の5分の1を超えないようにすること。</p>
	素材	<p>周辺の景観と調和する素材を用いるよう配慮すること。</p> <p>屋根や外壁等に、金属やガラス等の光沢素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減に努めること。</p>
	敷地	<p>敷地内に既存の樹木がある場合には、保存に努めること。</p> <p>門、塀、さく等を設置する場合は、周辺の景観と調和した形態、意匠や素材とするよう努めること。</p>
	その他	<p>建築物等に付帯する設備が視点場から視認される場合は、植栽を設ける等、視認されないよう努めること。</p> <p>車庫や物置等の付属建物を設置する場合は、周辺の景観と調和した形態、意匠や素材を用いるよう努めること。</p> <p>屋外照明を設置する場合は、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。</p> <p>増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うよう努めること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の新設、増築、改築又は移転 ・工作物の外観を変更することとなる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更 	位置 配置 高さ	<p>周辺の景観と調和し、突出した印象を与えない位置、配置とするよう努めること。</p> <p>視点場から、その眺望を妨げない位置及び高さとするよう努めること。</p> <p>やむを得ず、視点場から視認される場合は、周辺の景観と調和し、突出した印象を与えないように必要な措置を行うこと。</p>

行為の種類		景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物の新設、増築、改築又は移転 ・ 工作物の外観を変更することとなる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更 	形態 意匠	外観は、周辺の景観と調和した形態、意匠とするよう努めること。
	色彩	原則、けばけばしい色は用いず、推奨色を使用し、周辺景観と調和した色彩とするよう努めること。(別表色彩基準参照)
	素材	周辺の景観と調和する素材を用いるよう配慮すること。
	敷地	敷地内はできる限り緑化し、既存の樹木がある場合は、保存に努めること。
	その他	屋外照明を設置する場合は、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他土地の形質の変更	方法	現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないように努めること。やむを得ない場合は、緑化等による修景に努めること。
	その他	視点場から視認される場合には、植栽を設ける等、視認されないよう努めること。
土石の採取又は鉱物の掘採	方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 形状を変更する土地の範囲は必要最小限度とし、土地の形質、樹木の保存に努めること。 ○ 採取又は掘採は整然と行い、視点場から視認される場合には、植栽を設ける等、周辺の景観と調和し、突出した印象を与えないように必要な措置を行うこと。
	その他	○ 行為後の跡地は、周辺の自然植生と調和した緑化に努めること。
木竹の伐採	方法	○ 伐採は、必要最小限の規模とするよう努めること。
	その他	○ 伐採後の跡地は、行為後の土地利用に応じ、周辺の景観と調和するよう緑化に努めること。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	位置 規模	○ 視点場から見えにくい位置及び規模とするよう努めること。
	方法	○ 物を積み上げる場合には、可能な限り高さを抑えるよう努めるとともに、整然とした堆積を行うよう配慮すること。
	その他	○ 視点場から視認される場合には、植栽を設ける等、視認されないよう努めること。
水面の埋立て又は干拓	方法	埋立て又は干拓により生じる護岸、擁壁等は、周辺景観と調和するよう形態、素材等に配慮すること。
太陽光発電設備の設置	位置 規模	<p>周辺の景観と調和し、突出した印象を与えない位置、素材及び規模とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 視点場から見えにくい位置及び規模とするよう努めること。
	その他	視点場から視認される場合には、植栽を設ける等、周辺の景観と調和し、突出した印象を与えないように必要な措置を行うこと。

(別表) 色彩基準 (案)

1 外壁

外壁のベースカラーについては、落ち着きが感じられ、周辺の景観と調和するものとし、次の色彩の範囲内とする。また、各色相におけるけばけばしい色()は使用を避けるべき色とする。

けばけばしい色の範囲(「2 屋根」についても同じ)

- ・R(赤) YR(黄赤)系の色相：彩度8を超えるもの
- ・Y(黄)系の色相：彩度6を超えるもの
- ・上記以外の色相：彩度4を超えるもの

(色彩基準(推奨色)とするマンセル値)

色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
R (赤)系	2.5 以上 6.0 未満	6.5 以下	BG (青緑)系	2.5 以上 6.0 未満	4.0 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 6.5 以下		2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 4.0 以下
YR (黄赤)系	7.0 以上 8.0 未満	1 を超え 3 以下	B (青)系	2.5 以上 5.5 未満	4.0 以下
	3.0 以上 7.0 未満	6.5 以下		2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 4.0 以下
	2.5 以上 3.0 未満	1.5 を超え 6.5 以下			
Y (黄)系	7.5 以上 8.0 未満	1 を超え 3 以下	PB (青紫)系	2.0 以上 5.0 未満	4.0 以下
	3.0 以上 7.5 未満	6.0 以下		1.5 以上 2.0 未満	1.5 を超え 4.0 以下
	2.5 以上 3.0 未満	1.5 を超え 6.0 以下			
GY (黄緑)系	7.0 以上 8.0 未満	1 を超え 3 以下	P (紫)系	2.0 以上 5.0 未満	4.0 以下
	3.0 以上 7.0 未満	4.0 以下		1.5 以上 2.0 未満	1.5 を超え 4.0 以下
	2.5 以上 3.0 未満	1.5 を超え 4.0 以下			
G (緑)系	6.5 以上 8.0 未満	1 を超え 3 以下	RP (赤紫)系	2.5 以上 5.5 未満	4.0 以下
	2.5 以上 6.5 未満	4.0 以下		2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 4.0 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 4.0 以下			
			N(無彩色)	2.0 以上 9.0 未満	-

ただし、次に掲げるものはこの限りではない。

着色していない石材、木材、土壁、レンガ等で仕上げた場合

市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合(公共又は公益的施設)又は機能上やむを得ない施設として認める場合

2 屋根

屋根の色彩は低明度低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和するものとし、次の色彩の範囲とする。また、各色相におけるけばけばしい色()は使用を避けるべき色とする。

(色彩基準(推奨色)とするマンセル値)

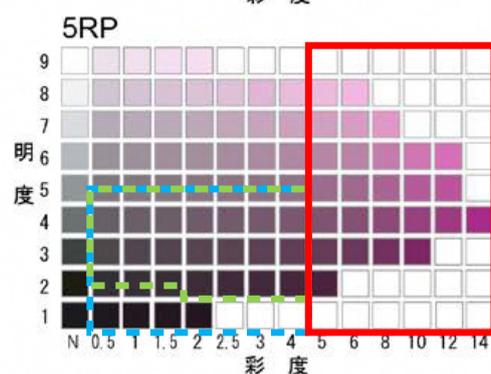
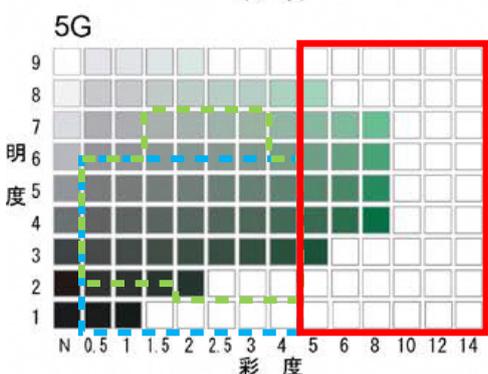
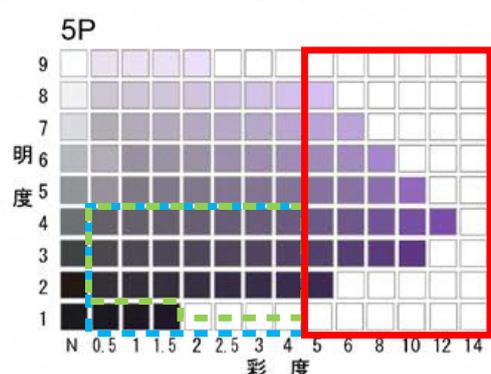
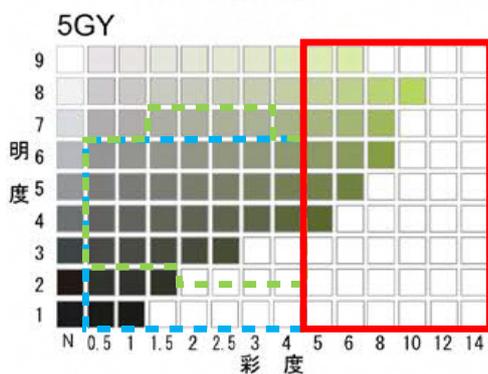
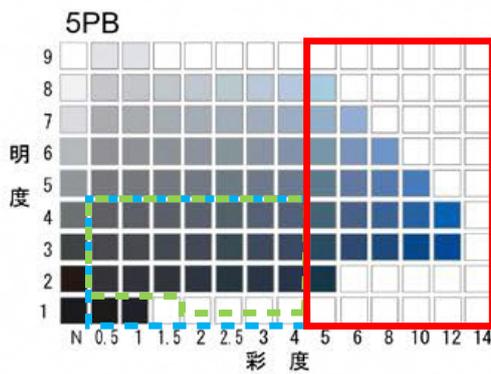
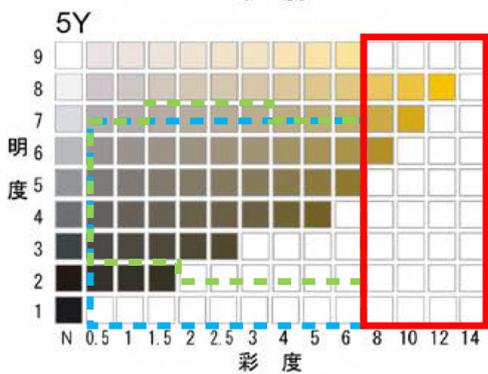
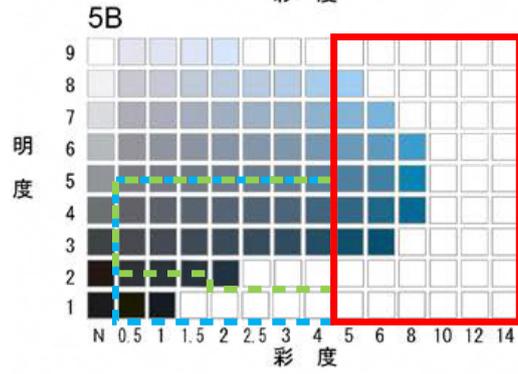
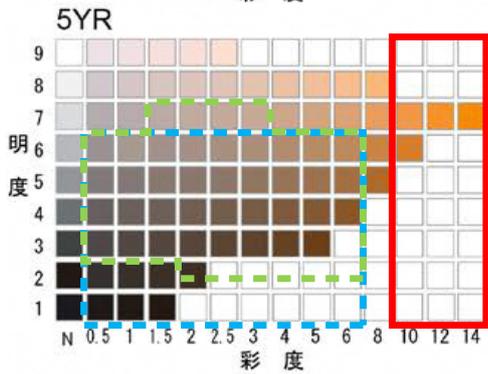
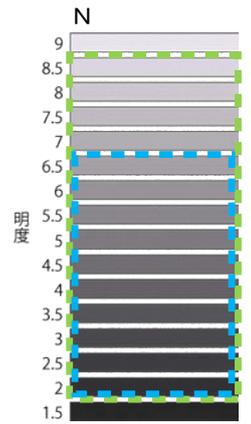
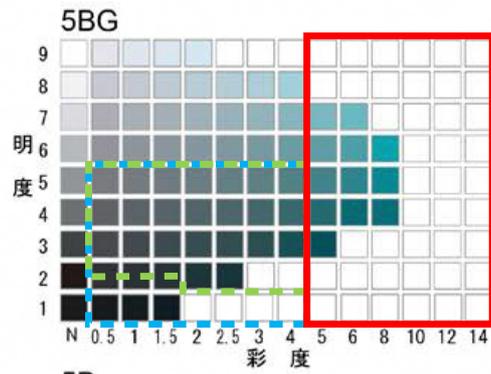
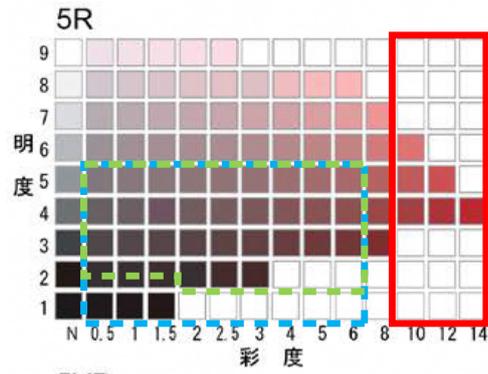
色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
R(赤)系	6.0 未満	6.5 以下	B(青)系	5.5 未満	4.0 以下
YR(黄赤)系	7.0 未満	6.5 以下	PB(青紫)系	5.0 未満	4.0 以下
Y(黄)系	7.5 未満	6.0 以下	P(紫)系	5.0 未満	4.0 以下
GY(黄緑)系	7.0 未満	4.0 以下	RP(赤紫)系	5.5 未満	4.0 以下
G(緑)系	6.5 未満	4.0 以下	N(無彩色)	2.0 以上 7.0 未満	-
BG(青緑)系	6.0 未満	4.0 以下			

ただし、次に掲げるものはこの限りではない。

着色していない石材、木材、土壁、レンガ等で仕上げた場合

市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合(公共又は公益的施設)又は機能上やむを得ない施設として認める場合

《参考図 純色及び推奨色の範囲例》



けばけばしい色

外壁の推奨色

屋根の推奨色